

議員提案第57号

憲法第96条先行改定に反対する意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

平成25年7月1日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

本 岡 良 雄

五十嵐完二

小 山 哲 夫

飯 塚 孝 子

加 藤 大 弥

細 野 弘 康

中 山 均

## 憲法第 96 条先行改定に反対する意見書

近代の立憲主義は、主権者である国民がその人権を保障するために、憲法によって国家権力を制限するという考え方に立っています。そのために、憲法改定の要件も、時の権力者に都合のいいように改変されることが難しくされています。

日本国憲法も第 96 条で、改憲の発議に当たっては、各議院の総議員の 3 分の 2 以上という、通常の多数決以上の厳格な要件を課し、国会の多数派ではなく、圧倒的な賛成が得られて初めて国民に信を問えることにしています。

今、憲法改定の第一歩として、第 96 条を改定して改憲発議要件を緩和する動きがあります。これは、単なる手続論や形式論ではなく、憲法改定を一般法律並みにハードルを引き下げるというもので、憲法の根本精神の立憲主義を否定するものです。これでは憲法が憲法でなくなります。

こうした動きに対して、憲法学者や各地の弁護士会が反対の意見書を出し、報道各社の世論調査でも反対が賛成を上回っています。

よって、政府と国会においては、発議要件を緩和する第 96 条の先行改定を行わないことを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 7 月 1 日

新潟市議会議長

志田 常佳

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣

} あて